

川崎町過疎地域持続的発展計画（概要版）

（令和8年度～令和12年度）

1 策定の背景

川崎町は、令和2年国勢調査で、人口が8,345人となり、平成7年からの25年間で約23%の減少となったことから、令和4年4月1日より過疎地域に指定されました。令和3年4月1日施行の「過疎地域の持続的発展に関する特別措置法」では、計画を策定し、それに基づき事業を実施することで、国から財政支援を受けつつ、人口減少対策に取り組むことができるとされていることから、令和4年度より本計画を策定しているものです。

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 基本的な方針

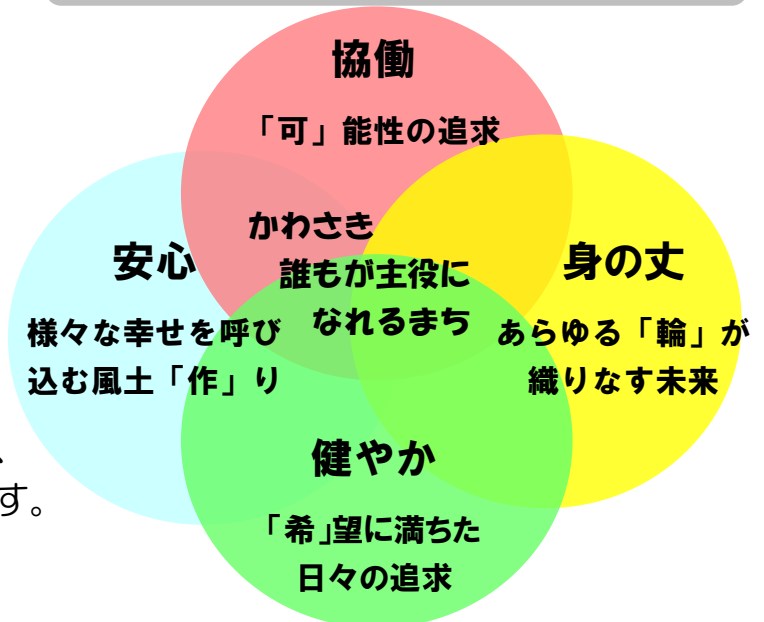
本計画では、第6次川崎町長期総合計画の4つの基本方針を過疎対策にも共通する重要な要素と位置付け、引用することとしています。

また、公共施設の管理に関しては、公共施設等総合管理計画において、

- ①「量」の見直し
- ②「質」の見直し
- ③「コスト」の見直し

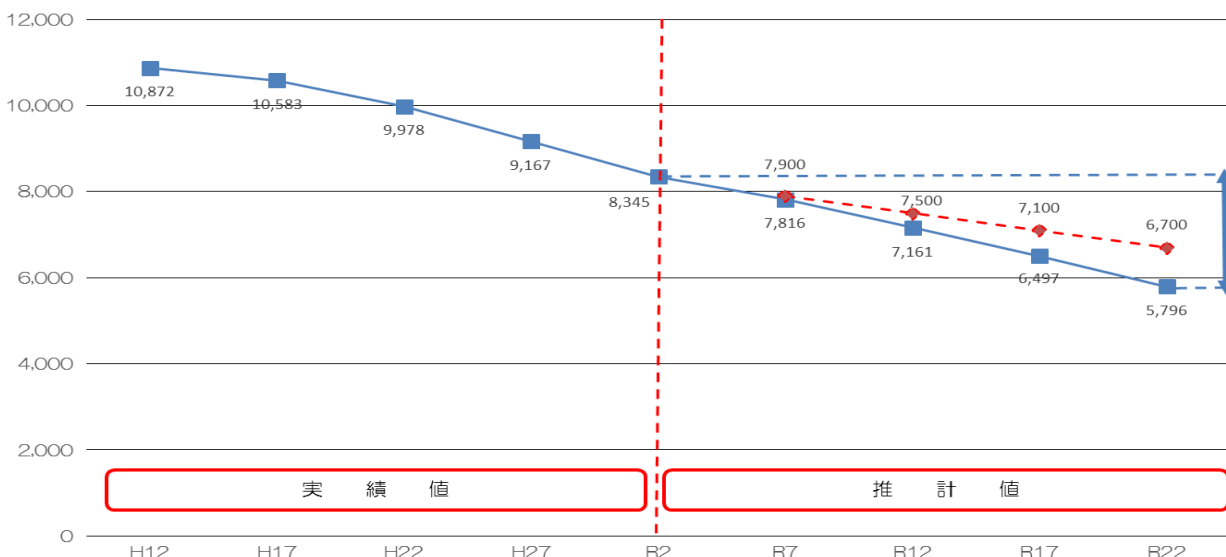
の3つの基本方針を掲げていますので、これらも併せて共通の方針としています。

第6次川崎町長期総合計画



4 基本目標

長期総合計画と共通する目標として、令和12年の人口を7,500人と設定します。人口減少の緩和を目指して、様々な施策を展開します。



5 項目と主な施策

長期総合計画及び公共施設等総合管理計画から過疎対策事業を抜粋し、計画に盛り込んでいます。

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

- R12 目標**
- ・社会増減±0人

- 主な施策
- ・SPRINGの運営事業
 - ・空き家バンク運営事業
 - ・移住支援事業
 - ・**お試し移住施設**運営事業

2 産業の振興

- R12 目標**
- ・鳥獣被害の減少
 - ・年間観光客数 110万人 など

- 主な施策
- ・基盤整備事業
 - ・観光施設整備事業
 - ・農業・畜産・園芸・林業振興事業
 - ・観光プロモーション事業

3 地域における情報化

- R12 目標**
- ・マイナンバーカード普及率 100%

- 主な施策
- ・共同アンテナ・光ファイバ網保守点検事業
 - ・情報技術利用促進事業

4 交通施設の整備、交通手段の確保

- R12 目標**
- ・道路上の瑕疵による事故件数0件

- 主な施策
- ・町道・橋りょう整備事業
 - ・トンネル補修事業
 - ・町民バス運行事業
 - ・**デマンド型乗合タクシー**運行事業

5 生活環境の整備

- R12 目標**
- ・上水道加入率 100%
 - ・下水道区域内水洗化率 100% など

- 主な施策
- ・上下水道施設整備事業
 - ・公営住宅整備事業
 - ・**川崎斎苑長寿命化事業**

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- R12 目標**
- ・待機児童数0人
 - ・特定健診受診率 65% など

- 主な施策
- ・子育て支援事業
 - ・健康福祉センター整備事業
 - ・各種健（検）診事業

7 医療の確保

- R12 目標**
- ・川崎病院病床利用率 86%

- 主な施策
- ・川崎病院設備更新事業
 - ・夜間・休日救急医療体制整備事業

8 教育の振興

- R12 目標**
- ・自他を認められる児童・生徒の割合 75%

- 主な施策
- ・学校施設等整備事業
 - ・スクールバス運行事業
 - ・川崎レイクサイドマラソン事業
 - ・公民館・集会施設整備事業
 - ・学校給食共同調理場運営事業

9 地域文化の振興等

- R12 目標**
- ・文化団体の増加 **18 団体**
 - ・指定文化財の保存 **16 個**

- 主な施策
- ・文化財保護事業

10 自然環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの利用の推進

- R12 目標**
- ・再生可能エネルギー利用公共施設数3施設

- 主な施策
- ・役場庁舎ほか太陽光発電施設等維持補修事業

11 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- R12 目標**
- ・未婚率の改善 男性 50.0%、女性 40.0%

- 主な施策
- ・婚活支援事業

6 産業振興促進事項

過疎法第8条第3項において、産業振興促進事項を定めることができるとされていることから、右表のとおり、町全域を対象とし、産業の振興を図ります。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

7 主な支援措置について

①過疎対策事業債の発行

計画に基づき実施される事業に対して、地方債を充当することができます。また、特例として、ハード整備以外の事業に充てることができます。これを過疎地域持続的発展特別事業（いわゆる「ソフト分」）といい、基準財政需要額などを用いて算出された限度額を上限として発行することができます。

充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税で措置されます。

②国税の減価償却の特例

設備投資を行った際の建物等の資産について、通常の償却額に加え、取得価格の一定割合を損金に計上することができます。これにより、企業は利益の繰り延べを行うことで、設備投資直後の税負担を軽減し、資金繰りを有利に行うことができます。

③地方税の減収補てん措置

事業用資産の取得において、条例に基づき課税免除を行った場合、地方税の減収分の75%が普通交付税で措置されます。

項目	内容
対象税目	②国 税：法人税、所得税
	③地方税：固定資産税、事業税、不動産取得税
対象業種	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業
取得価格要件	資本金の規模に応じて、500万円以上、1,000万円以上、2,000万円以上の3段階の取得価格要件
対象設備投資	取得、製作、建設（新築、増築、改築等）
適用期間	適用から3年間

※経過措置について

令和7年の国勢調査の結果により、過疎地域の指定から外れた場合、6年間の経過措置により、引き続き過疎対策事業を行うことができます。

①過疎対策事業債の発行：6年間

【ハード分】発行実績をもとに算出した基準額に次の漸減率を乗じた額
1～3年目：100%、4年目：80%、5年目：70%、
6年目：50%

【ソフト分】過疎地域と同じ方法で算出した額

②国税の減価償却の特例：過疎地域と同じ（3年間）

③地方税の減収補てん措置：過疎地域と同じ（3年間）